

西尾市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について原案反対討論

鈴木規子

私は、議案第11号西尾市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案反対の立場で討論いたします。

本改正案は、第6条第2項にある市議会議員の6月・12月の期末手当の支給割合を変更し、「100分の167.5」を「100分の172.5」に、そして、「100分の172.5」を「100分の170」に改めるというものであります。

影響額としては、議長が4万円、副議長が3.7万円、議員が3.3万円、それぞれ増額となるものであります。30人分で約100万円の増額となります。

しかし、本市を取り巻く財政環境は依然として厳しいものとなっております。つい先週も国の貿易収支は2か月連続で減少との報道でしたし、中国の景気減退はトランプ政権との貿易戦争によってさらに予断を許さない状況にあります。

本市でも30年度は増収となった法人市民税であります。その前年は自動車関連大手の減益で一気に4.7億円もの減収でした。本市に多い下請け企業、孫請け企業の中小企業にあっては風邪が一拳に肺炎にもなり兼ねないのです。

また、合併特例の交付税一本算定も平成34年には特例分はゼロとなることは言うまでもありません。

消費税引き上げによる社会保障の拡充と再構築は未だ手つかずであり、国民の政治への不信感が高まるばかりであることは、皆さんもご承知の通りです。増税で住民の暮らしは一向に良くならない、実質賃金は減り、これから先の景気回復はどう見込めるのか、マイナス金利の影響はさらに大きくなるなど不安要素は高くなるばかりです。実質賃金の先進国での推移では1997年を100とすると、わが国のみ下がる一方で、2016年は89.7なのです。

ちなみにスウェーデンは138.4となっています。こうした事実をしっかりと踏まえるべきではありませんか。

こうしたなかでの議員期末手当の値上げであります。議案第142号では市長以下特別職の値上げが上程されています。しかし、本市の財政状況は、西三河9市中、未だに最下位なのです。さらに市民病院の建替え、広域焼却炉施設の建設と大型事業はまったなしではありませんか。ここを忘れてはならないと思うのです。

私は、今この時期の増額は控えるべきと考えます。提案理由は、社会情勢に即するよう措置する必要があるとありますが、多くの市民や私には、そのような必要があるとは、到底、思えません。特別職にあっては先憂後楽の故事、すなわち、民に先んじて憂い、民に遅れて楽しむとすべきではありませんか。

振り返ってみますと、平成28年の条例改正でも、今回と同額の引き上げがなされていません。その前の引き上げは平成26年であります。現行の議員報酬は4万円ですが、平成2年当時40万円でしたが、順調に増額が続き、引き下げたのは平成19年の1回のみです。

市民の多くはどうでしょうか。国、人事院は、今なお、アベノミクスの成功を演出するために大企業や自治体の給与を増額させようとしているに過ぎません。

私は、市民が少しでも景気の回復を実感できるようになってからにすべきと考え、本案への反対討論といたします。